

# むつ市有財産利活用民間提案制度実施要領【概要版】

## ◆ 目的

「むつ市公共施設等総合管理計画」及び「むつ市有財産利活用基本方針」の取組の一環として、未利用となっている市有財産について、**市民や民間事業者等の自由で創意工夫に富んだアイデアやノウハウを活かして利活用**を行う提案を募集・事業化することで、**未利用財産の有効活用、新たな財源の確保及び維持管理経費の削減**を図る。

## ◆ 対象財産

- ・募集時に**対象財産一覧**として公表
- ・対象財産一覧は、必要に応じて加除修正を行う

## ◆ 募集する提案内容

- ・提案者が**実施主体**となって利活用を行うもの
- ・買受けの場合、契約締結日から**10年以上継続**して提案に基づく利活用を行うもの（借受けの場合、契約締結日から**5年以内**とし、期間は更新できるものとする。）
- ・建築基準法や消防法等の**関係法令への適合**が認められるもの  
(提案例)
  - ・対象財産の買受け、借受け
  - ・対象財産の一部スペースの借受け
  - ・対象財産の建て替え など

## ◆ 提案の募集方法

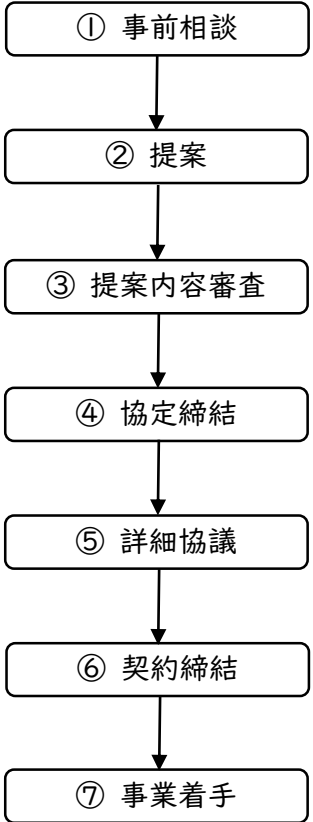
- ・別途作成する**募集要項**により行う
- ・原則として、**年2回の募集**を行う（提案機会の確保）
- ・1回あたり**2ヶ月程度の期間**を設定する（公平性・競争性の確保）

## ◆ 提案内容の審査

- ・1次審査  
財産所管課及び管財・施設経営課において、応募資格等の書類審査
- ・2次審査  
**むつ市有財産利活用事業者選定委員会**において、総合的に審査
- ・審査結果の公表  
協議対象となった提案・・・提案者名、事業名、事業内容を公表  
協議対象外となった提案・・・事業名のみ公表

## 手続きの流れ

フロー図



- ① 事前相談**
  - ・「むつ市有財産利活用民間提案制度**事前相談書**」を提出
  - ・必要に応じて、ヒアリング
  - ・既存の制度により対応可能な場合は、財産所管課で従前どおり取り扱う
  - ・事前相談結果（提案の可否）通知
- ② 提案**
  - ・事前相談の結果、提案が可能となった場合、「むつ市有財産利活用民間提案制度**提案書**」等の申込書類を提出
- ③ 提案内容審査**
  - ・**1次審査**及び**2次審査**により総合的に審査
- ④ 協定締結**
  - ・提案内容審査の結果、協議対象となった提案をした者と**協定を締結**
- ⑤ 詳細協議**
  - ・事業化に向け、契約候補者と**詳細協議**
- ⑥ 契約締結**
  - ・協議成立後、提案事業の実施について**契約の締結**